

議会運営委員会記録

○開催日時

令和5年6月23日 午後1時59分～午後2時54分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長 森 満 晃
副委員長 成 川 幸太郎
委員 川 添 公 貴
委員 下 園 政 喜
委員 帯 田 裕 達

委員 坂 口 健 太
委員 山 元 剛
委員 坂 口 正 幸
委員 岩 切 正 之

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 大田黒 博

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 中 島 由美子

○その他の議員

議員 井 上 勝 博

○説明のための出席者

行政管理局長 鬼 塚 雅 之
総務課長 黒 木 諭
法制担当主幹 小 島 早智子
財政課長 大 濱 浩 一
未来政策部長 古 川 英 利

経済シティセールス部長 有 馬 眞二郎

議会事務局長 田 代 健 一
議事調査課長 久 米 道 秋

○事務局職員

事務局長 田 代 健 一
議事調査課長 久 米 道 秋
課長代理兼議事グループ長 上 川 雄 之
主幹兼管理調査グループ長 原 浩 一

管理調査グループ員 米 森 祐 太
議事グループ員 今 吉 聖 人
議事グループ員 山 口 仁 美

○審査事件等

- 1 陳情等の取扱いについて
- 2 今期定例会に付議される事件の審議方法について
- 3 討論に係る発言通告書等の提出期限について
- 4 特別委員会（定数・報酬）の設置に伴う申合せ事項の改正について
- 5 意見交換会の取扱いについて

△開 会

○委員長（森満 晃）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

ここで、1名から傍聴の申出がありますので、これを許可します。

なお、会議の途中、傍聴の申出がある場合にも、委員長において随時許可いたします。

それでは、まず、議長からお願いいたします。

○議長（大田黒 博）皆さん、御苦労さまでございます。一般質問も3日目が終わりました。月曜日、1日残すところでございます。

今日の議会運営委員会におきましては、陳情等が5件ほど出てきております。県外から2件でございますが、3件におきましての審議をいただきたいということと、いよいよ特別委員会（定数・報酬）における特別委員会の設置が大詰めを迎えているということで、最終日辺りに設置をしたいと考えておりますので、その点を含めてよろしくをお願いします。

終わります。

○委員長（森満 晃）ありがとうございます。

△陳情等の取扱いについて

○委員長（森満 晃）それでは、陳情等の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった陳情等について、事務局に一括説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）それでは、資料1を御覧いただきたいと思います。

まず、陳情につきまして、3件提出がなされております。

番号の1番の、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情でございますが、市内中郷一丁目のさつま川内民主商工会会長から提出されてございます。受理日は5月23日でございます。

次に、2番目の、「学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教

育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」の提出を求める陳情でございます。こちらは市内中郷一丁目、学校における新しい生活様式を実現する会から6月5日に提出され、受理してございます。

3番目は、高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査についての陳情書で、市内国分寺町ミツロー事務所から提出され、6月6日に受理してございます。

それでは、1枚めくっていただきまして、陳情書のほうでございます。

まず、陳情の1番目、インボイス制度の関係の陳情でございますが、陳情趣旨の4行目にございますとおり、インボイス制度が実施されれば、消費税の免税事業者への新たな税負担や過酷な実務負担が押しつけられるということ、それから下から3行目にございますとおり、今、インボイス制度が始まれば、コロナ禍や物価高から事業の維持・再建を図ろうとしている中小事業者やフリーランスに大きな負担になるのは明らかである、以上のことから意見書を政府に提出していただきたいというものでございます。

次に、陳情の2番目でございますが、学校における新しい生活様式の実現を求めるものでございますが、陳情趣旨の3行目後段からになります。中でも複雑化している業務により、多忙化している教職員の定数拡充は喫緊の課題であること、次の行になります。国庫負担率を2分の1に拡充することにより、自治体間の教育格差が生じないようにすることが大切ということから、関係機関への意見書提出を求めているものでございます。

次に、陳情の3番目でございますが、高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査に関するもので、2行目にございますとおり、原子力発電所に関する最大の課題と言える、高レベル放射性廃棄物の処分について、施設建設地の選定すら進展の動きが伝えられてこないということで、1行空けまして、原発誘致決議をして、川内原子力発電所建設の歴史を開いた議会にこの問題に正面から向き合い、高レベル放射性廃棄物処分場施設調査についてを関係機関に要望してもらいたいというものでございます。

以上のような3件でございますが、1件目のインボイス制度の関係につきまして、中小事業者等に関する所管は経済政策課となっているようで

ざいます。

それから、二つ目の、学校に係る陳情につきましては、これまで同種の陳情は総務文教委員会に付託されているようでございます。

3番目の、高レベル放射性廃棄物の関係でございますが、こちらは原子力政策の所管が企画政策課になっているところでございます。

次に、その他市外からの陳情でございますが、表の1番は、国に対し、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の延期・見直しを求める陳情、それから2番目が、全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情書につきまして、それぞれ市外の方から提出されてございますが、こちらは申合せに基づき、写しの配付としてはいかがかと考えてございます。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたので、それぞれ取扱いを審査していきます。

まず、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情についてですが、陳情書の中にある小規模事業者、中小事業者に関する所管は経済政策課となるようです。これを踏まえて、付託先について、質疑、意見はありませんか。

○委員（成川幸太郎）産業建設委員会に付託してはいかがかなというふうに思います。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）オブザーバーありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いは、産業建設委員会に付託することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、本陳情はそうように取扱うことで御了承願います。

次に、「学校における新しい生活様式を実現するための教職員定数の改善と、義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書」の提出を求める陳情についてですが、同趣旨のものは、これまで総務文教委員会に付託されているようです。これを踏まえて、付託先について、質疑、意見はありませんか。

○委員（成川幸太郎）委員長説明のとおり、総務文教委員会に付託してはいかがかなと思います。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）オブザーバーありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いは総務文教委員会に付託することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、本陳情はそうように取り扱うことで御了承願います。

次に、高レベル放射性廃棄物処分施設建設調査についての陳情書についてですが、原子力政策に関する所管は企画政策課となるようですが、その場合の所管委員会は川内原子力発電所対策調査特別委員会になるようです。これを踏まえて、付託先について、質疑、意見はありませんか。

○委員（川添公貴）まず、原子力調査特別委員会の調査目的が、川内原子力発電所に関する事項となつてございます。ついては、この陳情の内容を読むと、文献調査まではいかないけれども、その調査をする旨の要望等を出せという趣旨になっているようにあるんです。一文の中に、特別委員会があるという一文はあるんですけども、本来の原子力特別委員会の調査目的外になるんじゃないかと思うので、所管の産業建設委員会に振ったほうが良いような気がしますけど。

[発言する者あり]

○委員長（森満 晃）はい。企画政策課です。

○議事調査課長（久米道秋）川内原子力発電所対策調査特別委員会の調査事件につきましては、川内原子力発電所の安全対策に関することに加えまして、原子力の諸問題に関する項目が今年の12月でしたか、追加されてございますので、こちらの特別委員会に付託してはいかがかというふうに、事務局では考えているところでございます。

○委員（川添公貴）たしかちょっとイレギュラーな問題が出たんで、そのとき諸問題についてという項目を追加して、その問題を対処したよう

に記憶はしているんですけども、それは置いて、中身が、読めばもう歴然として高レベル廃棄物の施設調査について関係機関に要望するということなんで、それがNUMOに対しての文献調査依頼なのか、それとも文献調査をする以前に、事例を出してあるんですけども、甑断層があるところを掘って、しろということを調べろということなのか、だから発電所に関する部分じゃないと思うんですよね。ですので、そこから判断すると、当該の常任委員会で審査したほうがいいような気がしますけれども、特別委員会でどうしてもせえということで、議会運営委員会で決まれば審議はせないかなでしょうけど、筋とすれば、常任委員会で処理すべき案件だと思います。

○委員長（森満 晃） そのほかありませんか。

○委員（坂口正幸） 筋論として、調査項目を令和3年12月議会ですか、調査項目自体も変えていますし、また、昨年ですか、一昨年ですか、川内原子力発電所対策調査特別委員会において、幌延の地層処分の研究にも行っているわけです。十分、川内原子力発電所対策調査特別委員会で審査に値する案件だと私は考えます。

○委員長（森満 晃） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） オブザーバーありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） 質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いには川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託することで御異議ありませんか。

〔発言する者あり〕

○委員（川添公貴） 特別委員会の委員でありますので、審査をしたくないということじゃなくて、きちっとした筋論からいくと、そうだろうということであって、付託されれば審査はちゃんとしますけれども、やはり一つ懸念したのが、調査特別委員会でやったときにNUMOを、私、個人的にずっと考えていたんですけど、NUMOに対しての参考人が来ていただいて話を聞くのが一つ、それから、その先には文献調査をどうするのかという課題が入ってくる、必ず入ってくると思うんで、であるならば、文献調査等に触れない内容でいく

とするならば、常任委員会で聞くだけでいいでしょうとか、やめましょうとかというのがいいのかということ、そういう提案をしたのであって、付託をされれば、しっかりとそこまでは議論したいと思います。ですので、二通り意見がありますので、採決をお願いします。

〔発言する者あり〕

○議長（大田黒 博） このミツロー事務所の森永さんがどういう考えをしているか、そういうものが問われるかなと思っております。この文書の中で、冒頭原子力発電所は60年を超えて運転することが可能になりましたことを含めて、ひとつ調査やってもらえんかどうかということですので、事務局が判断しました原子力発電所に付託して、参考人招致をしながら話を聞いていただければ、この特別委員会のほうで調査してもらえればなど思っているんですが、いかがでしょうか。

○委員長（森満 晃） そのほか意見はございませんか。

それでは、今、意見のほう、川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託してはということと、原子力政策に関する所管は企画政策課となりますので、総務文教委員会に付託してはという意見、二つがございますが、採決することよろしいですか。

〔発言する者あり〕

○委員長（森満 晃） いかがでしょうか。

○委員（川添公貴） 読み砕いてみると、文献調査をするまでもなく、この案件について調査するように、検討するよにということを上部団体、資源エネルギー庁か何か知らないですけど、言って、確認してもらえと。大きく言うと、ミツロー事務所さんですよ、たしか。これ、議会として勉強しなさいというような大きな趣旨だろうと思うんで、そこまで求めてはいないと思いますけど、文献調査までは。ただ、こういうことで将来的な、60年延長が可となった時点において使用済核燃料がどんどん増えてくるということを懸念したときに、どのような対応を取るのかということで、勉強しろということのほう、趣旨だろうと思うんで、長年お付き合いしているんですけど、そうだと思う、個人的には。だったら、踏み込む手前で、1回留め置きをするような形で整理をして常任委員会でやったほうが、私はいいと思うところです。

水かけ論なんで、委員長、採決で。

○委員長（森満 晃）すみません、ここで休憩します。

~~~~~

午後２時１７分休憩

~~~~~

午後２時２０分開議

~~~~~

○委員長（森満 晃）本会議に戻します。

それでは、本陳情の取扱いについて再度協議いたしますが、御意見はありませんか。

○委員（帯田裕達）原子力特別委員会をお願いします。

○委員長（森満 晃）そのほか意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いは、川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、本陳情はそうように取扱うことで御了承願います。

次に、その他の２件について、いずれも提出者が市外ということを踏まえて、質疑、意見はありませんか。

○委員（成川幸太郎）先ほど事務局から説明があったとおり、市外のやつで申合せに沿って、写しの配付ということでよろしんじゃないかなと思います。

○委員長（森満 晃）そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、これら２件の取扱いは、議員全員への写しの配付とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、これら２件はそうように取り扱うことで御了承願います。

以上で、陳情等の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔当局入室〕

△今期定例会に付議される事件の審議方法について

○委員長（森満 晃）次に、今期定例会に付議される事件の審議方法についてを議題といたします。

事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田代健一）それでは、資料２－１、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

まず、委員会の視察報告が１件ございますが、６月２６日の本会議において、総務文教委員会から御報告いただく予定であります。

次に、６月２６日上程となります提出予定議案は、当局からの補正予算１件であります。

議案第７８号は、薩摩川内市土地開発公社事業資金融資元利金債務保証事業に係る債務負担行為に関する令和５年度一般会計の第６回補正予算であり、本案は６月２８日の総務文教委員会に付託してはと考えます。

次に、受理陳情が３件ございます。先ほど御協議いただきましたとおり、陳情第１号については６月２９日の産業建設委員会に、陳情第２号は６月２８日の総務文教委員会に、陳情第３号については、この後御説明いたしますが、６月３０日に川内原子力発電所対策調査特別委員会を開催願います、それぞれ付託してはと考えます。

資料２－２を御覧ください。

ただいま説明いたしましたとおり、中日に議案等が提出されることとなりますことから、令和５年第２回市議会定例会会期及び会期日程（案）において、内容の欄が変更となっております。

具体的には、６月２６日の本会議において議案説明を追加し、また、６月３０日に川内原子力発電所対策調査特別委員会を開催してはいかがかと考えます。

資料２－１にお戻りいただきまして、今後の提出予定議案等については予定はないようです。

最後に、今後の議会運営委員会の開催予定につきましては、日程に変更はなく、７月６日午前９時を予定しております。

○委員長（森満 晃）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○財政課長（大濱浩一）議案第７８号の一般会計補正予算について説明します。

別冊の一般会計予算、第６回補正の３ページを御覧ください。

今回の補正は、提案理由のとおり、債務負担行為の変更をするものであります。

次に、変更する債務負担行為の内容について説明いたしますので、６ページを御覧ください。

第１表、債務負担行為補正の変更は、薩摩川内市土地開発公社事業資金融資元利金債務保証について、同公社が瀬ノ岡用地開発事業の資金として金融機関から借入れを行うため、債務保証を行う必要があることから、限度額を記載のとおり変更するものであります。

○経済シティセールス部長（有馬眞二郎）私のほうから、議会資料を御覧いただきたいと思います。

瀬ノ岡用地開発事業につきまして、説明をさせていただきます。

１番目、事業の概要でございます。

近年、企業立地の動向が活発化しておりまして、地域経済の浮揚に効果的に対応できるよう、市から土地開発公社に依頼をしまして、事業用地の開発を行うこととしたいというふうに考えております。

事業名は、（１）瀬ノ岡用地開発事業、事業位置は、高城町瀬ノ岡地内、下の図に参照を書いております。

図を御覧いただきまして、ちょうどポリテクカレッジ川内がありますが、その横側、右横側の瀬ノ岡用地と点線で囲ったところでございます。

事業規模は約９，８００平米、事業期間は令和５年度から、事業内容は用地取得・造成・分譲等、事業スケジュールは造成完了時期を令和５年度以降、分譲時期を令和６年度以降、概算事業費は約３．５億円、その他といたしまして、事業範囲、

それから、これは土地及び地権者など、調査設計、関係機関協議・交渉等において、事業範囲は確定されるものでございます。

２につきましては、先ほど財政課長が説明をしたとおりでございます。

○委員長（森満 晃）ただいまの補足説明を含め、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件につきましては、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される事件の審議方法についての審査を終了いたします。

～～～～～～～～

午後２時２８分休憩

～～～～～～～～

午後２時２９分開議

～～～～～～～～

〔休憩中に当局職員退室〕

○委員長（森満 晃）ここで、本会議に戻します。

△討論に係る発言通告書等の提出期限について

○委員長（森満 晃）次に、討論に係る発言通告書等の提出期限についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）資料３を御覧いただきたいと思います。

討論に係る発言通告書等の提出期限についてでございます。

７月６日の本会議で表決に付される案件のうち、委員会付託されたものに対する発言（討論）通告書及び議案等賛否通告書の提出期限は次のとおりになりますので、よろしくお願いいたします。

発言（討論）通告書、こちらは討論を予定している議員になられますが、それと議案等賛否通告

書、こちらは会派代表者及び会派に属さない議員が提出者になります。いずれも7月4日火曜日までに提出方をよろしくお願いいたします。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件については、資料のとおりとなりますので、各会派所属議員へも周知してくださいよう、よろしくお願いいたします。

以上で、討論に係る発言通告書等の提出期限についての審査を終了します。

---

△特別委員会（定数・報酬）の設置に伴う  
申合せ事項の改正について

○委員長（森満 晃）次に、特別委員会（定数・報酬）の設置に伴う申合せ事項の改正についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）それでは、資料4を御覧いただきたいと思います。

本件につきましては、5月12日の議会運営委員会協議会におきまして、本件申合せ事項の改正を御提案し、各会派等での検討・協議を踏まえまして、去る6月2日の議会運営委員会協議会で了承されてございます。つきましては、本日、改めまして、申合せ事項の改正について御協議いただくものでございます。

まず、左が改正後、右が改正前となっておりますけれども、まず、改正後の一番上になりますけれども、これまで議長及び副議長が特別委員会に所属しないことが一番最後に記載してございましたけれども、委員を選任するに当たりましての前提になるということで、これを一番上に持ってきてございます。

以下、項目を1項目ずつ繰り下げまして、エのところになりますけれども、「議員は、イ及びウの区分ごとに複数の特別委員会に所属できないものとする。ただし、特別委員会の付託事件が、議会運営及び議会改革に関するものであるときは、

この限りでない。」ということをご追加してございます。

それと、改正前のウのただし書きの部分にありました、それぞれの区分ごとの特別委員会が3以上になる場合の取扱いにつきまして、こちらはオのほうに記載をしてございますので、確認をいただきたいと思います。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、特別委員会の設置に伴う申合せ事項の改正については、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、特別委員会（定数・報酬）の設置に伴う申合せ事項の改正についての審査を終了いたします。

～～～～～～～～

午後2時33分休憩

～～～～～～～～

午後2時38分開議

～～～～～～～～

---

△意見交換会の取扱いについて

○委員長（森満 晃）次に、意見交換会の取扱いについてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）それでは、資料6を御覧いただきたいと思います。

本件につきましては、6月2日の議会運営委員会協議会におきまして御確認いただいておりますので、本日は、改めまして、取扱い（案）について御協議いただくものでございます。

意見交換会の取扱い（案）でございますが、まず開催方式につきましては、公募により市内の団体、市民グループ等との意見交換会を開催するというものでございます。

次に、班の編成につきまして、実施要領に基づき、常任委員会と同じメンバーの3班編成とするというものでございます。

次に、議会活動報告につきまして、直近の議会活動の報告については、必要に応じて、班代表者が挨拶の中で対応するというものでございます。

最後に、その他は、その他意見交換会に係る運営方法、報告書の作成、出された意見・要望の対応については、従前のとおりとするという内容でございます。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、意見交換会の取扱いについては、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、意見交換会の取扱いについての審査を終了いたします。

～～～～～～～～

午後2時40分休憩

～～～～～～～～

午後2時54分開議

～～～～～～～～

○委員長（森満 晃）ここで、本会議に戻します。

---

△閉 会

○委員長（森満 晃）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 森 満 晃